

滋賀県児童虐待防止計画の策定について

1 策定の趣旨

- 本県では、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもの権利擁護の視点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を進めていくため、令和2年3月に「滋賀県児童虐待防止計画」を改定し、令和11年度までの10年間を計画期間として事業を実施しているところです。
- こうした中、令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進することとされるとともに、令和6年3月にこども家庭庁より、法改正の趣旨等を踏まえ、既存の計画を全面的に見直し、令和7年度から令和11年度までを期間とする新たな計画を策定するよう通知がありました。
- こうした状況を踏まえ、取組の一層の促進を図るため、現行計画の進捗状況を検証するとともに、内容の見直しを行い、新たな計画を策定します。

2 計画の枠組

- (1) 計画期間：令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)（5年間）
 - (2) 計画の位置づけ
 - 「淡海子ども・若者プラン」を推進するための実施計画
 - 「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（こども家庭庁通知）に基づく社会的養育推進計画
- ※新たな計画の策定をもって、現行計画は廃止する。

3 策定までの進め方

これまでから児童養護施設等を定期的に訪問し聴いてきている子どもの声を反映させるとともに、滋賀県子ども若者審議会 社会的養護検討部会における検討や市町、関係機関・団体等からの意見を踏まえて、計画を策定します。

4 策定スケジュール

令和6年(2024年)5月31日	第1回社会的養護検討部会
令和6年(2024年)7月10日	第2回社会的養護検討部会
令和6年(2024年)9月3日	第3回社会的養護検討部会
令和6年(2024年)10月4日	教育・子ども若者常任委員会(骨子案)
令和6年(2024年)10月	第4回社会的養護検討部会
	市町意見照会
令和6年(2024年)12月	教育・子ども若者常任委員会(素案)
	県民政策コメント実施
令和7年(2025年)1月	第5回社会的養護検討部会
令和7年(2025年)3月	教育・子ども若者常任委員会(最終案)
	策定・公表

滋賀県児童虐待防止計画(骨子案)



I. 計画策定に関する基本的な考え方

1. 策定の背景・趣旨

- 令和4年改正の児童福祉法において、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進
- 令和6年3月には、こども家庭庁より、既存の計画を全面的に見直し、新たな計画を策定するよう通知
- 上記を踏まえ、取組の一層の促進を図るため、現行計画の進捗状況を検証、内容の見直しを行い、新たな計画を策定

2. 計画の位置づけ

- 「淡海・子ども若者プラン」を推進するための実施計画
- 「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(こども家庭庁通知)に基づく社会的養育推進計画

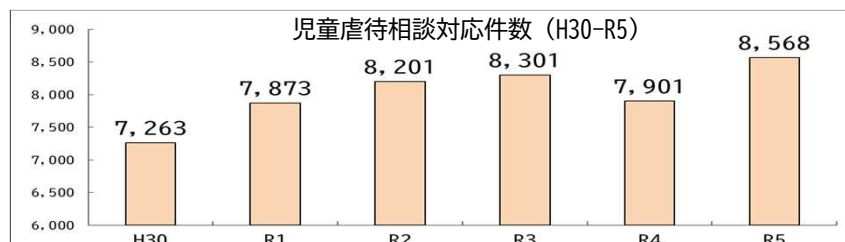
3. 計画の期間

- 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)の5年間

II-1. 現状、国制度の動向

1. 児童虐待相談の状況

- 児童虐待相談対応件数(県+市町)は増加傾向 7,263件(H30)→8,568件(R5)
- 新型コロナ流行下においては、虐待リスクの高まり、深刻化、潜在化
- 虐待種別は「心理的虐待」が最多、年齢別では「小学生」が最多



2. 社会的養護の状況

- 乳児院や児童養護施設等への委託児童数: 184人(H30) → 170人(R5)
- 里親やファミリーホームへの委託児童数: 96人(H30) → 97人(R5)
- 里親等委託率: 34.3%(H30) → 36.3%(R5)
- 近年、乳児院や児童養護施設、里親等のもとで暮らす子どもは約300人で推移(→ 今後(R7～R11)の見込みについて推計)

3. 妊娠期から乳幼児期の状況

- 妊娠11週以内に妊娠届出している割合は96.4%、妊娠28週以降・分娩後に届出している割合は0.2%(R4年度)
- 乳幼児健診の受診率は、R2年度は新型コロナの影響で低下したが、R3年度以降は90%以上で推移
- 1歳6か月児健診において、育てにくさを感じた時の対処がしにくいと感じる割合が最も高い

4. 国制度の動向

- R4.6 改正児童福祉法 成立(R6.4施行(一部除く))
- R4.12 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン
- R6.3 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

II-2. 現行計画の主な取組状況と課題

項目	主な取組状況	課題
未然防止 児童虐待の	・企業等と協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動の実施 ・電話相談(こころんたいやる)や「こころのサポートしが」(LINE相談)の実施	・虐待相談対応件数が増加傾向にある中、引き続き、児童虐待防止に係る啓発が必要 ・妊婦等が悩みを抱え込まないよう相談窓口の更なる啓発が必要
早期発見・早期対応	・市町の母子保健サービス等を通じた妊婦等への伴走型相談支援 ・子ども家庭総合支援拠点やこども家庭センターの設置支援 ・配偶者暴力相談支援センターとの連携等による子どもへの支援	・虐待予防、早期発見・対応のため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実することが必要 ・面前DVによる心理的虐待への対応のため、引き続き、配偶者暴力相談支援センター等と連携した支援が必要
保護・ケア 子どもの	・里親登録の増加に向けた啓発、里親への包括的な支援 ・児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ・児童養護施設等へ赴き、子どもの意見等を聴く取組(子どもの権利擁護事業)	・里親等への委託推進のため、更なる里親登録増加に向けた取組が必要 ・児童養護施設の「小規模・地域分散化」等の推進や職員の専門性向上等への支援、児童自立支援施設等の高機能化等の検討等が必要 ・一時保護中における子どものケアの充実(学習機会の確保等)が必要
復元・自立支援 親子関係の修復 子どもの	・児童養護施設等と連携した親子関係修復、家庭復帰の取組の推進 ・企業等と連携した就業体験等の提供 ・学校外での学びや体験活動への支援	・虐待の再発防止のための親への指導を行うつつ、引き続き、親子関係の修復に向けた取組の推進が必要 ・施設退所後においても順調に自立していけるよう、引き続き、きめ細かな支援が必要
強化等 子どもの家庭相談	・日野子ども家庭相談センターの開設 ・児童福祉司等の専門職の確保・育成 ・児童家庭支援センターの設置運営に係る支援	・児童虐待相談が増加かつ複雑化、困難化する中、センターが専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や資質向上、職員を支援する仕組みづくりが必要 ・市町等との連携強化による子ども家庭相談体制の更なる充実が必要

Ⅲ. 基本理念 ～目指す社会の姿～

子どもが安全・安心に暮らしていける社会の実現

目指す社会

- 全ての子どもが適切な養育を受け、心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸せに暮らせる社会
- 子どもの意見や思いが尊重され、その最善の利益が優先して考慮される社会
- 虐待を受けた子どもの自立に向け、切れ目のない支援が行われる社会

Ⅳ. 具体的な取組の推進

重 1. 妊娠前・妊娠期からの虐待予防、未然防止対策の強化	主な取組例
① 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成 ② 子どもへのプレコンセプションケア※の推進 (※ 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。) ③ 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施	① 市町や関係機関、企業等と協働した啓発活動の実施 ② 学校と連携した子どもの頃からの健康づくりに関する教育の実施 ③ 母子保健・児童福祉の各事業を通じた相談支援の実施
2. 児童虐待の早期発見・早期対応	
① 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】 ② 配偶者等からの暴力による子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応	① 母子保健・児童福祉の各事業を通じた相談支援の実施【再掲】 ② 配偶者暴力相談支援センターとの連携による心理的なケアの実施
3. 子どもの保護・ケア	
① 里親委託等の推進および里親への包括的な支援 ② 特別養子縁組の推進 ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化	① 里親の新規開拓に向けた啓発、里親支援センターによる支援の実施 ② 特別養子縁組の推進、成立後における継続的な家庭支援の実施 ③ ケアニーズの高い子どもへの専門的な対応のための児童養護施設等の高機能化・多機能化等の更なる推進
重 ④ 子どもの権利擁護の推進(意見聴取、応答、意見表明支援) ⑤ 一時保護所における子どものケア	④ 一時保護決定時や児童養護施設等入所時における意見聴取措置の適切な運用、意見表明しやすい仕組みづくりの検討 ⑤ 一時保護中の子どもへの学習機会の確保および学習支援
4. 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化	
① 親子関係再構築支援の推進 ② 子どもの自立支援の強化	① 市町等と連携した親子関係再構築に向けた支援の実施 ② 児童養護施設等退所後における生活・就業支援、居場所づくり
5. 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化	
① 子ども家庭相談センターの機能強化 重 ② 市町の子ども家庭相談体制の構築等に向けた支援 ③ 関係機関との連携強化	① 子ども家庭相談センターの人材確保、専門性の向上、定着支援 ② こども家庭センターの設置促進、研修を通じた人材育成 ③ 共通ツールを活用した関係機関の情報共有、適切な役割分担

Ⅴ. 計画の推進

1. 行政、関係機関、県民が果たす役割
2. 計画の推進体制
3. 点検評価・進行管理・計画の見直し